

第12回定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示情報

株式会社 JVCケンウッド

目 次

・事業報告

会社の体制および方針	1 ページ
------------------	-------

・連結計算書類

連結持分変動計算書	7 ページ
-----------------	-------

連結注記表	8 ページ
-------------	-------

・計算書類

株主資本等変動計算書	25ページ
------------------	-------

個別注記表	26ページ
-------------	-------

上記事項の内容は、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレス <https://www.jvckenwood.com/ir/stock/stockholder/>）に掲載することにより、株主の皆様に提供したものとみなされる情報で、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

① 当社及び当社の主要な子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の取締役、使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 企業ビジョン、経営方針及び行動指針を制定し、これらを遵守するとともに、コンプライアンスに関する統括部門を定め、当社グループの全役職員と共有し徹底を図る。
- 2) 当社グループ全体を対象にした各種の社内規程類又はガイドライン等を整備し、使用人の職務執行の指針とする。
- 3) JVCケンウッドグループ コンプライアンス行動基準を定め、これを遵守する。
- 4) 当社グループ各社において「取締役会規程」を定め、経営意思決定・取締役の職務の執行の監督を適正に行う。
- 5) 当社グループ全体を対象にした内部監査を実施するほか、当社グループ全従業員が利用可能な内部通報制度「JVCケンウッドグループ 内部通報規程」を定め、「JVCケンウッドグループ コンプライアンス行動基準」を逸脱する行為に関する通報と是正手順及び通報者が不利益な扱いを受けないよう監視、保護する手順を整備する。
- 6) 監査役は、独立した立場から、当社グループにおける取締役、使用人等の職務執行状況を監査する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 「取締役会規程」に基づいて取締役会議事録を作成し、法令及び社内規程に基づき本店に保存する。
- 2) 機密文書情報や機密電子情報を管理する際の遵守すべき基本的事項を定める「情報セキュリティ管理規程」を定め、明確な取扱いを行う。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) コンプライアンス及びリスクマネジメントに関するグループ規程を定め、それらのモニタリングに関する全社的組織体制を設置し、責任を明確にすることにより、当社グループにおけるリスクマネジメント活動を適正に推進する。
- 2) リスク別の管理規程を整備し、当社グループにおける各種リスクの未然防止や、発生時の対応・復旧策を明確にすることにより、重大事案の発生時における被害の拡大防止や損失の極小化を図る。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社において企業集団全体の事業計画等を策定することにより、経営目標を明確化し、当社グループに展開し、その達成状況を検証する。
- 2) 当社においては、執行役員制度を導入し、業務執行を執行役員に委任することによって経営の監督機能と業務執行機能を分化し、監督責任と業務執行責任を明確にする。
- 3) 当社において「取締役会規程」及び「執行役員会規程」並びにグループ規程「職務権限規程」、「意思決定・権限基準」及び「決裁一覧表」を定めて、当社グループ全体の経営意思決定の方法を明確にする。
- 4) 当社グループ各部門の職務分掌に関する規程を定め、担当領域を具体的にし、明確な執行を行う。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1) 「連結経営の基本方針」に基づき、経営理念・経営方針を共有するとともに、当社グループ規程として「職務権限規程」、「意思決定・権限基準」、「決裁一覧表」を定めて、企業集団全体での業務の適正化を図る。
- 2) 主要な子会社に役員又は業務管理者を派遣して、業務の適正化を確保する。
- 3) 子会社を対象にした内部監査部門による内部監査等を実施する。

⑥ 子会社の取締役及び業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 1) 子会社毎に当社の主管部門を定め、重要な情報の主管部門への報告の義務付けを行うとともに、主管部門は当該子会社の経営全般に対して責任を持つ。
- 2) 必要に応じて、当社から各子会社に役員及び管理部門スタッフを派遣することにより、当該子会社の職務の執行状況を業務執行ラインで把握する。
- 3) 当社グループ内で事業運営に与える異常事態が発生した場合に、遅滞なく適切な手順で当社経営トップに報告がなされる体制を確保する。

⑦ 当社の監査役の職務を補助する使用人に関する体制、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 当社は、当社の監査役の監査業務を補助するため、監査役スタッフとして専任の使用人を置く。
- 2) 当社は、監査役スタッフとしての専任の使用人の人事考課は当社の監査役が行い、任用については当社の監査役と事前協議する。
- 3) 当社の監査役は、監査役スタッフに対する指揮命令権を持つ等、補助使用人の独立性の確保に必要な事項を明確化し、当社はこれを尊重する。

- ⑧ 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- 1) 当社の監査役は、取締役会その他重要会議に出席し、当社グループにおける業務の執行状況その他の重要な事項について報告を受ける。
 - 2) 当社の取締役及び本社部門長が、当社の監査役に対し定期的かつ必要に応じて業務執行状況の報告を行う。
 - 3) 当社の監査役は、上記を含む年度監査計画に基づき、当社の各事業所・子会社の監査を実施し、報告を受け、聴取を行う。
 - 4) 当社グループの取締役及び使用人並びにこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役が事業の報告を求めた場合又は当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速に対応する。
 - 5) 当社グループ全体を対象にした当社監査役への通報システムを設け、当社グループ内で発生した会計及び監査における不正や懸念事項について、当社グループ従業員等が直接監査役会に通報する体制を構築する。
 - 6) 当社の監査役は、内部監査部門の監査計画と監査結果について定期的に報告を受ける。
- ⑨ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が上記⑧の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 当社の監査役への報告を行った当社グループの報告者について当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。
 - 2) 内部通報システムにより通報を受けた当社の監査役は、通報を理由として通報者に不利益な取扱いを行わないように関係部門に要請するとともに、通報者から不利益な取扱いを受けている旨の連絡がなされた場合、当社及び当社グループの人事部門に当該不利益な取扱いの中止を要請する。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 1) 当社の監査役が、その職務の遂行に関して、当社に対して費用の前払い等の請求をした場合は、当社は、当該請求に係る費用又は債務が当社の監査役の職務の遂行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - 2) 当社の監査役は、監査の効率性及び適正性に留意して監査費用の支出を行う。
- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われていることを確保する体制
- 1) 当社の取締役は、当社の監査役が策定する監査計画に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。
 - 2) 当社の代表取締役と当社の監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つ。
 - 3) 当社の取締役は、当社の監査役の職務の遂行にあたり、法務部門・経理部門・内部監査部門及び外部の専門家等との連携を図れる環境を整備する。
 - 4) 社外監査役の選任にあたっては、専門性だけでなく独立性も考慮する。

⑫ 財務報告の適正性を確保するための体制

- 1) 金融商品取引法及び関連法令に基づき、当社及びその子会社から成る企業集団の財務報告の適正性を確保するための体制の整備を図る。
- 2) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社グループは、役職員を標的とした不当要求や、健全な経営活動を妨害するなど、ステークホルダーを含めた当社グループ全体に被害を生じさせるおそれのあるすべての反社会的勢力に対して、必要に応じて外部専門機関と連携しながら法的措置を含めた対応を取りつつ、資金提供、裏取引を含めた一切の取引関係を遮断し、いかなる不当要求をも拒絶する。当社グループは、このような反社会的勢力の排除が、当社の業務の適正を確保するために必要な事項であると認識している。

(2) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記体制に基づいて、当事業年度において実施した主な取り組みの概要は以下のとおりです。

① コンプライアンスに関する取り組み

最高経営責任者（CEO）を委員長とするコンプライアンス委員会と担当部門が主導し、関連規程の更新、社内教育およびコンプライアンス情報発信等を行っております。また、ヘルプラインおよび監査役通報システムの内部通報制度についても周知しております。

② リスク管理に関する取り組み

リスクサーベイランスと事業継続計画の更新を行っているほか、部門毎に想定事態への対応訓練を行っております。また、異常事態発生時の報告・対応体制について周知しております。

③ 取締役会の運営に関する取り組み

執行役員制度に加え、社外取締役を取締役会議長に選任して取締役会を運営することで、ガバナンスの強化をはかるとともに業務執行を執行役員に委任する経営体制となり、監督と執行を明確に分化しております。

また、当社は、取締役会の機能の独立性と客観性を強化するため、社外取締役全員および代表取締役 社長執行役員 最高経営責任者（CEO）が委員となる指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、当社の代表者の候補者を取締役会に提案するとともに、代表者等から提案される役員候補者および役員報酬案の妥当性の検討を行い、意見を答申しております。取締役会は、指名・報酬諮問委員会の意見を尊重し、役員候補者および役員報酬を決定しております。

2020年3月31日現在、指名・報酬諮問委員会の委員長に社外取締役である岩田眞二郎氏が、同委員に社外取締役である阿部康行氏および浜崎祐司氏、ならびに代表取締役 社長執行役員 最高経営責任者（CEO）である江口祥一郎氏が就任しております。

④ 子会社管理に関する取り組み

経営監査室が国内外の関係会社を対象に、2年から3年周期で業務監査を実施しております。監査役と連携を取りながら、関係会社5社については、監査役と合同監査を実施しております。また、業務監査の指摘事項に対しては、改善策の実施状況についてフォローを行っております。

⑤ 監査役監査について

監査役は、取締役会および執行役員会等の重要会議に出席し、業務の執行状況その他の重要な事項について報告を受けているほか、面談や往査を通じて当社および子会社の取締役、執行役員および部門長等から業務執行状況等の報告を受けております。また、監査役は、当事業年度中に国内外関係会社のほか、本社部門、事業部門、国内営業拠点等合計53か所に対して往査を実施するとともに、経営監査室から期初の年間内部監査計画および月次で内部監査結果報告を受けております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特定の者またはグループが株式を取得することにより、会社の企業価値または株主共同利益が毀損されるおそれがあると判断される場合には、法令および定款によって許容される限度において、企業価値向上および株主共同利益の確保のための相当な措置を講じることが必要であると考えられております。当社としても企業価値向上および株主共同利益の確保の重要性は認識しており、慎重に検討を継続しておりますが、現時点において具体的な防衛策等の導入はしておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、安定的に利益還元を行うこと、また、今後の成長に向けて経営資源を確保することを経営上の最重要課題の一つと考え、収益力および財務状況を総合的に考慮して剰余金の配当およびその他処分などを決定することとしております。

当社は、剰余金の配当の基準日として、期末配当の基準日（3月31日）、中間配当の基準日（9月30日）の年2回のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨定款で定めております。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款で定めております。

この方針に基づき、当事業年度の中間配当については、業績の回復に向けて経営資源を集中するため、2019年10月31日開催の取締役会で配当を見送ることを決議いたしました。また、期末配当については、通期業績をふまえ、2020年5月20日開催の取締役会で1株当たり5円とさせていただく旨を決議いたしました。

以 上

・連結計算書類

連結持分変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2019年4月1日残高	13,645	42,086	6,634	△38
会計方針の変更			△1,441	
会計方針の変更を反映した残高	13,645	42,086	5,193	△38
当期利益			954	
その他の包括利益				
当期包括利益	—	—	954	—
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
配当金			△983	
連結範囲の変動				
連結子会社の増資による 非支配持分の増減				
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替			383	
所有者との取引額合計	—	—	△600	△0
2020年3月31日残高	13,645	42,086	5,547	△39

	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分						合 計	合 計	非支配持分	資本合計
	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素					合 計				
	確 定 給 付 の 定 度 測 再	そ の 他 の 利 益 で 有 価 証券 等 を 包 括 した 金融 資産	在 外 営 業 活 動 体 外 貨 換 算 差	キ ャ ッ プ ・ シ ュ ロ ー ジ ン グ	投 資 資 産 の 公 正 価 値					
2019 年 4 月 1 日 残 高	—	883	△2,132	690	239	△318	62,009	3,311	65,321	
会 計 方 針 の 変 更						—	△1,441	△4	△1,445	
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 残 高	—	883	△2,132	690	239	△318	60,568	3,307	63,875	
当 期 利 益						—	954	382	1,337	
そ の 他 の 包 括 利 益	414	△483	△3,798	△185		△4,052	△4,052	△108	△4,161	
当 期 包 括 利 益	414	△483	△3,798	△185	—	△4,052	△3,098	274	△2,823	
自 己 株 式 の 取 得						—	△0		△0	
自 己 株 式 の 処 分						—	0		0	
配 当 金						—	△983	△147	△1,131	
連 結 範 囲 の 変 動						—	—	57	57	
連 結 子 会 社 の 増 資 に よ る 非 支 配 持 分 の 増 減						—	—	22	22	
そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素 か ら 利 益 剰 余 金 へ の 振 替	△414	30				△383	—		—	
所 有 者 と の 取 引 額 合 計	△414	30	—	—	—	△383	△984	△67	△1,052	
2020 年 3 月 31 日 残 高	—	431	△5,930	505	239	△4,755	56,485	3,513	59,999	

連 結 注 記 表

(記載金額)

連結計算書類中及び連結注記表中の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下「I F R S」）に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定に基づき、I F R Sにより要請される開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	71社
主要な連結子会社の名称	株式会社 J V C ケンウッド・ビクターエンタテインメント JVCKENWOOD USA Corporation
連結子会社の変動	新規1社、除外2社
新規設立による増加	Shinwa Electronics (Haining) Ltd.
清算による減少	JVCKENWOOD Electronics France S.A.S.
吸収合併による減少	JVCKENWOOD Belgium N.V.

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用会社の数	6社
主要な持分法適用会社の名称	株式会社レコチョク、Tait International Ltd.
持分法適用会社の変動	なし

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品

1) 金融資産

① デリバティブ以外の金融資産の当初認識及び測定

当社グループは、デリバティブ以外の金融資産を、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の各区分に分類しています。デリバティブ以外の金融資産は、金融商品の契約上の当事者になった時点で当初認識しています。

償却原価で測定する金融資産

以下の要件を満たす金融資産を、償却原価で測定する金融資産として分類しています。

- ・当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている場合
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合

償却原価で測定する金融資産は、公正価値（直接帰属する取引コストを含む）で当初認識しています。当初認識後は、実効金利法を用いて帳簿価額を算定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

以下の要件を満たす金融資産を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産として分類しています。

- ・当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている場合
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合

資本性金融商品のうち売買目的で保有する金融資産以外の金融資産は、その公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行っています。その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産は、公正価値（直接帰属する取引コストを含む）で当初認識しています。当該金融資産に係る利得又は損失は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止又は分類変更が行われるまで、その他の包括利益として認識しています。当該金融資産の認識の中止を行う際には、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額を、資本から純損益に振り替えています。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産から生じる配当金については、明らかに投資の払い戻しの場合を除き、純損益として認識しています。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

償却原価で測定される場合又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される場合を除いて、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産として分類しています。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、当初認識後、公正価値で測定し、その公正価値の変動は純損益として認識しています。

② デリバティブ以外の金融資産の認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転した場合に認識を中止します。当該譲渡において創出又は保持された権利及び義務については、資産又は負債として別個に認識しています。

③ デリバティブ以外の金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、契約資産及びリース債権に係る予想信用損失について、貸倒引当金を認識しています。

当社グループは、各報告日に、当初認識時と比べた信用リスクの著しい増大の有無を検証しています。なお、当社グループは、特定の金融資産が報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合には、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識時以降に著しく増大していないと評価しています。

金融資産に係る信用リスクが当初認識時以降に著しく増大している場合、又は信用減損金融資産については、全期間の予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。著しく増大していない場合には、12ヶ月間の予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っています。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

また、営業債権、契約資産及びリース債権については当初認識時から全期間の予想信用損失を認識しています。なお、当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しています。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額又は貸倒引当金を減額する場合における貸倒引当金の戻入額は、連結損益計算書上「その他の費用」又は「その他の収益」に含めて純損益で認識しています。

2) 金融負債

① デリバティブ以外の金融負債の当初認識及び測定

当社グループは、金融負債を、金融商品の契約上の当事者になった時点で当初認識しています。当初認識時において、公正価値から発行に直接起因する取引コストを控除した金額で測定します。当初認識後は実効金利法を用いた償却原価で測定します。

② 認識の中止

金融負債は、契約上の義務が免責、取消又は失効となった場合に認識を中止します。

3) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替変動リスクや金利変動リスクをヘッジするために、先物為替予約、金利スワップ等のデリバティブ取引を行っています。これらのデリバティブは、公正価値で当初測定し、その後も各報告期間末

の公正価値で再測定しています。

ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的及び戦略について公式に指定し、文書化を行っています。当該文書には、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを判定する方法を記載しています。これらのヘッジは、キャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって実際に有効であったか否かを判断するために継続的に評価しています。

当社グループは、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブについては、ヘッジ手段として指定し、キャッシュ・フロー・ヘッジを適用しており、ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効な部分は、その他の包括利益として認識し、非有効部分は純損益として認識しています。その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えています。

ヘッジ指定を取消した場合、ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、もはやヘッジ会計として適格でない場合には、ヘッジ会計を中止しています。

なお、ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブは、公正価値の事後的な変動を純損益で認識しています。

4) 金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で計上しています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用が含まれており、主として総平均法に基づいて算定しています。棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定します。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。

(3) 有形固定資産、のれん及び無形資産の評価方法、評価基準及び減価償却の方法

1) 有形固定資産

有形固定資産の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連するコスト、解体・除却及び原状回復費用並びに資産計上の要件を満たす借入コストが含まれています。

取得後に追加的に発生した支出については、その支出により将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、金額を信頼性をもって測定することができる場合にのみ、当該取得資産の帳簿価額に算入するか個別の資産として認識するかにより会計処理しています。取得原価に算入しない追加的な支出は、

発生時に損益で認識します。

土地及び建設仮勘定以外の各有形固定資産の減価償却費は、取得原価から残存価額を控除した償却可能価額について、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて計上しています。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	2～60年
機械装置及び運搬具	2～16年
工具、器具及び備品	1～20年

なお、有形固定資産の減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日ごとに見直しを行い、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

有形固定資産は、処分時、もしくは継続的な使用又は処分から将来の経済的便益が期待されなくなった時に認識を中止しています。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該資産の認識の中止時に純損益に含めており、連結損益計算書上「その他の収益」又は「その他の費用」に含めて計上しています。

2) のれん及び無形資産

① のれん

子会社の取得から生じたのれんは、取得日時点の公正価値で測定される被取得企業のすべての非支配持分の金額を含む移転される譲渡対価の公正価値から、取得した識別可能な取得資産及び引受負債の取得日における正味の金額を超過した額として当初測定しています。のれんは当初、取得原価で資産として認識し、償却は行わず、毎期減損テストを実施しています。

のれんは、企業結合によるシナジー効果によりキャッシュ・フローの獲得への貢献が期待される資金生成単位（最小の単位又はグループ）に配分され、のれんが配分された資金生成単位は、各連結会計年度末又は減損の兆候がある場合には随時、減損テストが実施されます。連結財政状態計算書には、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しています。のれんの減損損失は連結損益計算書の「その他の費用」において認識され、その後の戻入れは行っていない。

子会社の処分の際には、関連するのれんのコストは処分のコストに含められます。

② 無形資産

のれんを除く無形資産（社内利用ソフトウェア、開発費及びその他の無形資産）の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示しています。

個別に取得した無形資産の取得原価は、資産の取得に直接起因する費用を含めて測定し、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日時点における公正価値で測定します。

自己創設の無形資産については、以下のすべての条件を満たしたことを立証できる場合にのみ、資産計上しています。

- ・使用又は売却に利用できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させて、使用するか又は売却するという意図
- ・無形資産を使用又は売却できる能力

- ・無形資産が可能性の高い将来の経済的便益をどのように創出するのか
- ・開発を完成させて、無形資産を使用するか又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できる能力

開発資産の当初認識額は、無形資産が資産化の認識条件の全てを初めて満たした日から開発完了までに発生したソフトウェア及びハードウェア開発費用の合計額であり、定額法で償却しています。

無形資産は、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって、定額法で償却しています。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

社内利用ソフトウェア：3～5年

開発費：開発した製品の見積ライフサイクル期間（主に1～3年）

(4) リース

1) 借手としてのリース

リース開始日において、使用权資産は取得原価で、リース負債はリース開始日における未払リース料総額の現在価値で測定しています。使用权資産の取得原価をリース負債の当初測定額に直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で測定しています。

使用权資産は、見積り耐用年数又はリース期間のいずれか短い方の期間にわたって定額法により減価償却しています。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しています。

リース期間は、リース契約に基づき解約不能期間に行使することが合理的に確実な延長オプション、解約オプションの対象期間を調整して決定しています。

なお、リース期間が12カ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しています。

2) 貸手としてのリース

ファイナンス・リース取引については、正味リース投資未回収額をリース債務として認識し、受取リース料総額をリース債権元本相当部分と利息相当部分とに区分し、受取リース料の利息相当部分への配分額は、利息法により算定しています。

オペレーティング・リース取引については、受取リース料をリース期間にわたって定額で純損益にて認識しています。

(5) 非金融資産の減損

当社グループは各年度において、各資産についての減損の兆候の有無の判定を行い、減損の兆候が存在する場合又は耐用年数を確定できない無形資産等毎年減損テストが要求されている場合には、その資産の回収可能価額

を見積ります。個々の資産について回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積ります。

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分費用控除後の公正価値とその使用価値のうち高い方の金額で算定します。処分費用控除後の公正価値の算定にあたっては、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用します。また、使用価値の評価における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価及び当該資産に固有のリスク等を反映した税引前割引率を使用して、現在価値まで割り引きます。

資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超える場合は、回収可能価額まで減損損失を計上します。

のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失について、損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかについて評価を行います。そのような兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失を戻入れます。

(6) 投資不動産の評価基準及び評価方法

投資不動産とは、賃貸収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産です。

投資不動産は、当初認識時には取得原価で測定し、当初認識後は割引キャッシュ・フロー法又は外部の鑑定評価によって毎年算定される公正価値で測定しており、公正価値の変動は純損益で認識しています。

(7) 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的または推定債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、その金額について信頼性をもって見積ることができる場合に認識します。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、当該引当金は負債の決済に必要と予想される支出額の現在価値で測定しています。現在価値は、貨幣の時間的価値とその負債に特有なリスクを反映した税引前割引率を用いて計算しています。時間の経過による影響を反映した引当金の増加額は、金融費用として認識しています。

1) 製品保証引当金

製品販売に係る一定期間内の無償サービスの費用に備えるため、当該費用の発生割合に基づいて見積もった額を計上しています。

2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、報告期間の末日現在で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失金額を合理的に見積もることが可能なものについて、報告期間の末日後に発生が見込まれる損失額を計上しています。

3) 資産除去債務

当社グループが使用する工場設備や敷地等の賃貸借契約に付随する原状回復義務等、通常の使用に供する固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務を有する場合には、主に過去の実績等に基づき算出した将来支出の見積額に基づき資産除去債務を認識しています。

(8) 退職給付に係る資産及び負債の計上基準

1) 退職後給付

① 確定給付型制度

当社及び国内連結子会社は確定給付型の企業年金制度及び退職一時金制度を設けています。確定給付制度に関連して連結財政状態計算書で認識される負債及び資産は、報告期間の末日現在の退職給付債務の現在価値から年金資産の公正価値を差し引いた額（又は報告期間の末日現在の年金資産の公正価値から退職給付債務の現在価値を差し引いた額）です。この計算により積立超過がある場合は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値を上限として、資産として計上しています。退職給付債務は、独立した年金数理人が予測単位積増方式を用いて毎年算定します。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間をもとに割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定します。

退職給付費用のうち、勤務費用、確定給付負債の純額に係る利息純額については純損益で認識し、見積りと実績との差異及び数理計算上の仮定の変更から生じた数理計算上の差異を含む再測定は、発生した期間にその他の包括利益として認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えます。過去勤務費用は、直ちに純損益で認識します。

② 確定拠出型制度

当社及び一部の在外連結子会社では、確定給付型制度のほか、確定拠出型制度を設けています。確定拠出型制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払いについて法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度です。確定拠出型制度の拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しています。

2) その他の従業員給付

その他の従業員給付は、割引計算をせず、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しています。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的債務又は推定的債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積れる金額を負債として認識しています。

(9) 収益認識

当社グループでは、以下の5ステップモデルを適用して収益の認識及び測定を行っています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時点に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループの事業は、オートモーティブ分野、パブリックサービス分野及びメディアサービス分野より構成されており、各分野において製品販売及び役務の提供を行っています。また、パブリックサービス分野においては製品販売に付随して業務用システムの据付サービスなどの役務の提供も行っています。

1）製品販売

製品販売については、主として顧客への製品の引渡し時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しています。これは、法的所有権、製品の所有にともなう重大なリスクと経済価値、物理的占有の移転及び対価の支払いを受ける権利が製品の引渡し時点で生じると総合的に判断したためです。

製品販売においては、販売の促進のために顧客に対してリベート等を付して販売することがありますが、その場合には顧客との契約で定める価格から過去の経験及び顧客との交渉により合理的に予想される見積り額を控除した金額で取引価格を算定しており、重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ収益を認識しています。

また、顧客に対して返品権を付して販売する製品については、収益の控除として返金負債を認識しています。返金負債の見積りは過去の経験及び報告期間の末日現在で入手可能な情報に基づき行っており、仮定の妥当性及び見積返金額は期末日ごとに再評価しています。なお、顧客が製品を返品する場合、当社グループは顧客から製品を回収する権利を有するため、当該製品の従前の帳簿価額から回収のための予想コストを控除した金額で当該権利を資産として認識しています。

2）役務の提供

役務の提供については、以下の3つの要件のいずれかを満たす場合、その基礎となる財又はサービスの支配は一定期間にわたり顧客に移転しているとみなし、一定期間にわたり収益を認識しています。

- ① 当社グループが履行義務を履行するにつれて、顧客が履行による便益を受け取り、同時に消費する
- ② 当社グループの履行により、仕掛品などの資産が創出されるか又は増価し、当該資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配する
- ③ 当社グループの履行により、当社グループにとって代替的な用途がある資産が創出されず、かつ、当社グループが現在までに完了した履行義務に対する支払を受ける法的に強制可能な権利を有している

業務用システムの据付サービスのうち一部のサービスは、契約の観点から区分可能であるため、製品販売とは独立した別個の履行義務として識別していますが、上記の要件を満たした据付サービスは、一定の期間にわたり発生コストを基礎とした進捗度を測定して収益を認識しています。

また、当社グループでは当社製品の販売後において有償の保守サポートサービスを提供していますが、独立した履行義務として識別され、かつ、上記の要件を満たしたサービスは、一定の期間にわたり経過期間を基礎とした進捗度を測定して収益を認識しています。

3) 金融要素

当社グループは、製品又はサービスの顧客への移転と顧客による支払の間の期間が1年を超えることが予想される契約はないため、取引価格について貨幣の時間価値は調整していません。

(10) 外貨換算

1) 外貨建取引

当社グループ各社の個別財務諸表は、その企業が事業活動を行う主たる経済環境の通貨である機能通貨で作成されます。連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示されます。

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループ各社の機能通貨に換算します。期末日における外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算します。また、公正価値で測定する外貨建の非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算します。当該取引の換算又は決済から生じる外貨換算差額は、純損益で認識します。ただし、その他の包括利益を通じて測定する金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる外貨換算差額については、その他の包括利益で認識します。

2) 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）については、期末日の為替レート、収益及び費用については、連結会計期間中の為替レートが著しく変動していない限り、その期間の平均為替レートを用いて日本円に換算しています。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる外貨換算差額は、その他の包括利益で認識しています。当該外貨換算差額は「在外営業活動体の外貨換算差額」として、その他の資本の構成要素に含めています。在外営業活動体の持分全体の処分、及び支配又は重要な影響力の喪失をとまなう持分の一部処分につき、当該累積外貨換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えています。

(11) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

5. 追加情報

非金融資産（有形固定資産、のれん、無形資産）の減損及び繰延税金資産の回収可能性については、新型コロナウイルス感染症による将来採算の悪化を考慮して見積り及び判断を行っております。

当該感染症に関して、今後の広がり方や収束時期等についての統一的な見解がなく、現時点で当社に与える影響額の見通しが立っておりませんが、第2四半期より徐々に経済活動の回復が始まり、第3四半期中に回復すると仮定しています。

(会計方針の変更に関する注記)

(IFRS第16号「リース」の適用)

当社グループでは、当連結会計年度より、IFRS第16号「リース」(以下、IFRS第16号)を適用しています。経過措置に従ってIFRS第16号を遡及適用し、適用開始日の累積的影響を当連結会計年度の利益剰余金期首残高の修正として認識しています。IFRS第16号への移行に際し、契約にリースが含まれているか否かについては、IFRS第16号C3項の実務上の便法を選択し、IAS第17号「リース」(以下「IAS第17号」)及びIFRS第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」のもとでの判断を引継いでいます。

当社グループは、過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類したリースについて、IFRS第16号の適用開始日に、使用権資産及びリース負債を認識しています。当該リース負債は、残存リース料を適用開始日現在の借手の追加借入利子率を用いて割引いた現在価値で測定しています。リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額である少額リースについては、使用権資産及びリース負債は認識していません。適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均は1.9%です。使用権資産は、リース負債の当初測定額に前払リース料又は未払リース料を調整した額で当初の測定をしております。

前連結会計年度末現在でIAS第17号を適用して開示したオペレーティング・リース契約と連結財政状態計算書に認識した適用開始日現在のリース負債の調整内訳は以下のとおりです。

	百万円
2019年3月31日現在で開示したオペレーティング・リース契約	7,567
2019年3月31日現在で開示したオペレーティング・リース契約(追加借入利子率で割引後)	7,073
ファイナンス・リース債務(2019年3月31日現在)	1,396
短期リース費用として会計処理	△205
少額資産リース費用として会計処理	△1
解約可能オペレーティング・リース契約	3,590
その他	△4
2019年4月1日現在のリース負債	11,849

IFRS第16号の適用により、従前の会計基準を適用した場合と比べて、当連結会計年度の期首において、利益剰余金が1,441百万円減少しています。

なお、当社グループは、IFRS第16号を適用するにあたり、以下の実務上の便法を使用しています。

- ・特性が合理的に類似したリースのポートフォリオに単一の割引率を適用
- ・減損レビューを実施することの代替として、リースが適用開始日直前においてIAS第17号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して不利であるかどうかの評価に依拠
- ・適用開始日から12ヶ月以内にリース期間が終了するリースについて、短期リースと同じ方法で会計処理
- ・当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外
- ・延長又は解約オプションが含まれている契約について、リース期間を算定する際などに、事後的判断を使用

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供されている資産は以下のとおりです。

現金及び現金同等物	112百万円
営業債権及びその他の債権	8,854
棚卸資産	7,950
その他の流動資産	395
有形固定資産	17,691
無形資産	127
投資不動産	1,191
その他の金融資産	6
その他の非流動資産	2,845
合計	39,175

担保付債務は以下のとおりです。

借入金（流動負債）	11,424百万円
借入金（非流動負債）	11,352

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

科 目	金 額（百万円）
営業債権及びその他の債権	819
その他の流動資産	234
その他の金融資産	321

3. 資産に係る減価償却累計額及び償却累計額（減損損失累計額を含む）

有形固定資産	134,279百万円
のれん及び無形資産	85,343

4. 偶発債務

債務保証契約

被 保 証 者	保 証 金 額（百万円）	被 保 証 債 務 の 内 容
従業員	129	住宅資金借入金等

(連結損益計算書に関する注記)

非金融資産の減損損失

当社グループは、以下の資産グループにおいて減損損失を1,425百万円計上しています。

なお、減損損失は連結損益計算書の「その他の費用」に含まれています。

資 産 グ ル ー プ	資 産 の 種 類	金 額 (百万円)
メディアサービス分野	建物及び構築物	35
	機械装置及び運搬具	16
	工具、器具及び備品	67
	建設仮勘定	4
	社内利用ソフトウェア	295
	開発費	1,002
	その他の無形資産	0
	長期前払費用	3
合計		1,425

(1) 資産生成単位

非金融資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎として、主に事業領域ごとにグルーピングを行っています。

(2) 認識に至った事象及び状況、回収可能価額の算定方法

メディアサービス分野において、業務用ビデオカメラ事業の有形固定資産及び無形資産について、業績が悪化したことを勘案して、今後の事業計画及び回収可能性を慎重に検討した結果、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。また、傘下の音楽・映像ソフト等のコンテンツビジネス関連子会社の一部の社内利用ソフトウェアについてリリース後の販売見込みの減少を勘案して、今後の回収可能性を慎重に検討した結果、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。この他一部の事業用資産グループについても業績が悪化したため、帳簿価額と将来キャッシュ・フローによる回収可能価額を慎重に比較検討した結果、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。

なお、回収可能価額には使用価値を用いており、将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割引いて算出しております。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

164,000千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1 株 当 たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2019 年 5 月 14 日 取 締 役 会	普通株式	983	6.00	2019年3月31日	2019年5月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力が翌期となるもの

2020年5月20日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

- ① 配当金の総額 819百万円
- ② 1株当たり配当額 5.00円
- ③ 基準日 2020年3月31日
- ④ 効力発生日 2020年6月5日

基 準 日	期 末	合 計
1株当たり配当金	5.00円	5.00円
配当金総額	819百万円	819百万円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）財務リスク管理方針

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク、為替リスク等）に晒されていますが、これを回避又は軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っています。また、当社グループの方針として投機目的のデリバティブ及び株式等の取引は行っていないませんが、地域における一時的な資金需要やグローバルでのキャッシュ・フローの固定のために為替予約取引を内規に従って行っており、これについては当社の財務部がグループ全体のリスクを一元管理しています。

1）信用リスクの管理

当社グループは、保有する金融資産の相手先の債務が不履行になることにより、金融資産が回収不能になるリスク、すなわち信用リスクに晒されています。当社グループでは、当該リスクに対応するために、与信管理規程等に基づき取引先ごとに与信限度額を設けた上で、取引先の財務状況等について定期的にモニタリングし、債権の期日及び残高を取引先ごとに適切に管理することにより、回収懸念の早期把握を図っています。

2）流動性リスクの管理

当社グループは、金融機関からの借入により、運転資金や設備投資資金の調達を行っていますが、これらの金融負債の返済義務の履行が困難となるリスク、すなわち流動性リスクに晒されています。

また、当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関とコミットメントライン契約を締結し、随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績のモニタリングを行うことで、流動性リスクを管理しています。

3）市場リスクの管理

① 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業展開を行っており、外貨建取引で実施していることから、当該取引より発生する外貨建の債権債務について、為替リスクに晒されています。当社グループは、将来発生が予定される取引や外貨建の債権債務について、それらから発生する為替リスクが将来的に相殺されることも考慮の上、為替予約等を付すことにより、当該為替リスクをヘッジしています。

② 金利リスク

当社グループは、事業活動を進める上で、運転資金及び設備投資等に必要となる資金を調達することとしない発生する利息を支払っていますが、借入金のうち一部は変動金利での借入であり、利息の金額は市場金利の変動に影響を受けることから、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクに晒されています。こうした借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、当社グループでは金利スワップ取引を利用しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	帳 簿 価 額	公 正 価 値
金融資産		
現金及び現金同等物	39,933	39,933
営業債権及びその他の債権	51,892	51,892
資本性金融商品	5,608	5,608
負債性金融商品	3,856	3,856
デリバティブ資産	1,137	1,137
金融負債		
営業債務及びその他の債務	39,086	39,086
借入金	74,605	74,605
デリバティブ負債	208	208

金融商品の公正価値の測定方法は以下のとおりです。

(1) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権及び営業債務及びその他の債務

これらは短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 資本性金融商品及び負債性金融商品

資本性金融商品のうち上場株式については、活発な市場の価格によっております。資本性金融商品のうち非上場株式及び負債性金融商品については、割引前将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、類似企業の市場価格に基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法、その他の評価技法を用いて算定しています。資本性金融資産のうち非上場株式及び負債性金融商品の公正価値測定にあたっては、割引率、EBITDA倍率等の観測可能でないインプットを利用しており、必要に応じて一定の非流動性ディスカウントを加味しています。

(3) 借入金

帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる場合を除き、借入金の公正価値について、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(4) デリバティブ資産及びデリバティブ負債

通貨関連デリバティブ

為替予約取引については、期末日の先物為替相場に基づき算出しています。

金利関連デリバティブ

金利スワップについては、将来キャッシュ・フローを満期日までの期間に市場動向を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	344円55銭
2. 基本的1株当たり当期利益	5円82銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

以上

・計算書類

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	自 己 株 式
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
2019年4月1日残高	13,645	13,645	38,494	52,140	9,199	△38
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当					△983	
当 期 純 損 失					△1,830	
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						0
土地再評価差額金の取り崩し					149	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△2,664	△0
2020年3月31日残高	13,645	13,645	38,494	52,140	6,534	△39

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年4月1日残高	600	696	3,316	4,614	79,561
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△983
当 期 純 損 失					△1,830
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					0
土地再評価差額金の取り崩し					149
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	360	10	△149	221	221
事業年度中の変動額合計	360	10	△149	221	△2,444
2020年3月31日残高	960	707	3,167	4,835	77,117

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっています。

(2) その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっています。

・時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっています。

(3) デリバティブ

時価法によっています。

(4) たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）で評価しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物	2～50年
----	-------

工具、器具及び備品	2～20年
-----------	-------

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3年から5年）に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては製品の特性に応じ、見込販売数量又は見込販売期間（1年から5年）に基づく方法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

事業年度末現在における債権の貸倒損失に備えるため、原則として、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。

(2) 製品保証引当金

販売製品に係る一定期間内の無償サービスの費用に備えるため、当該費用の発生割合に基づいて見積った額を計上しています。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失金額を合理的に見積ることが可能なものについて、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法で按分した額を費用処理しています。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法で按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業にともなう損失に備えるため、関係会社の財務内容等を勘案し計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

請負工事に係る収益の計上基準については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入利息
為替予約	外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

外貨建予定取引に係る為替の変動リスクを軽減する目的で為替予約を行っており、ヘッジ指定文書を用いて識別された外貨建ての輸出入など予定された営業取引の範囲内で行っています。また、借入金に係る金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。特例処理によっている金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しています。

6. その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 59,266百万円

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産は以下のとおりです。

建物	6,267百万円
構築物	141
土地	16,614
合計	23,023

なお、上記のほかに、子会社1社の建物、構築物、土地を担保に供しています。

(2) 担保付債務は以下のとおりです。

長期借入金 22,681百万円

3. 偶発債務

債務保証契約

被 保 証 者	保 証 金 額 (百万円)	被 保 証 債 務 の 内 容
従業員	100	住宅資金借入金等
関係会社	7,769	借入債務等
債務保証契約合計	7,869	

次の関係会社について、借入債務等に対し債務保証を行っています。

EF Johnson Technologies, Inc.	4,264百万円
Ningbo ASK Automotive Sound and Communication Co., Ltd.	1,445
ASK Industries S.p.A.	1,406
株式会社 J V C ケンウッド長野	221
その他	430
合計	7,769

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	14,842百万円
短期金銭債務	33,913

5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・再評価の方法 … 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算出する方法」によっています。
- ・再評価を行った年月日 … 2000年3月31日
- ・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 … △5,087百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

売上高	63,618百万円
仕入高等	99,669
営業取引以外の取引高	4,832

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

58千株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	776百万円
退職給付引当金	3,164
関係会社株式等	23,851
貸倒引当金	372
未払費用等	1,550
減価償却費超過	1,597
たな卸資産評価減	588
税務上の繰越欠損金	10,640
その他	709
繰延税金資産小計	43,252
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△10,640
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△30,837
評価性引当額小計	△41,478
繰延税金資産合計	1,773

繰延税金負債

前払年金費用	3,053百万円
その他有価証券評価差額金	511
合併に伴う時価差額調整額	872
その他	451
繰延税金負債合計	4,888
繰延税金負債の純額	3,115

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所有(被所有) 割 合 (%)	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子 会 社	PT. JVC Electronics Indonesia	直接 100.00	当社製品の製造委託	当社製品の購入 (注) 1	24,540	買 掛 金	1,668
子 会 社	JVCKENWOOD USA Corporation	直接 100.00	当社製品の販売	当社製品の販売 (注) 1	30,909	売 掛 金	2,060
				資金の借入 (注) 2, 3	709	短期借入金	5,698
				支払利息 (注) 2	213	未 払 費 用	45
子 会 社	EF Johnson Technologies, Inc.	直接 100.00	同社製品の製造受託	資金の回収 (注) 2, 3	69	短期貸付金 (注) 5	3,279
				債務保証 (注) 4	4,264	—	—
				受取利息 (注) 2	108	未 収 入 金	22
子 会 社	Ningbo ASK Automotive Sound and Communication Co., Ltd.	間接 100.00	資金の貸付	債務保証 (注) 6	1,445	—	—
子 会 社	ASK Industries S.p.A.	直接 100.00	資金の貸付	債務保証 (注) 6	1,406	—	—
子 会 社	株式会社 J V C ケンウッド・ビクターエンタテインメント	直接 100.00	資金の返済	資金の返済 (注) 2, 3	36	短期借入金	3,591
				支払利息 (注) 2	34	—	—
子 会 社	株式会社 J V C ケンウッド・クリエイティブメディア	直接 100.00	資金の借入	資金の借入 (注) 2, 3	21	短期借入金	2,467
				支払利息 (注) 2	23	—	—
子 会 社	株式会社 J V C ケンウッド・パートナーズ	直接 100.00	総務・人事・業務等の委託	当社の銀行借入金に対する土地・建物の担保提供	22,681	—	—

取引金額には消費税等は含まれていません。期末残高には消費税等は含まれています。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社製品の購入価格および販売価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しています。
2. 貸付金、借入金の金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。
3. 資金の貸付、借入の取引金額については増減額を表示しています。
4. EF Johnson Technologies, Inc. の債務保証については、入札・履行保証に対し保証を行っています。
5. EF Johnson Technologies, Inc. 他 3 社の貸付に対し、1,069百万円の貸倒引当金を計上しています。また当事業年度において12百万円の貸倒引当金繰入額及び365百万円の貸倒引当金戻入額を計上しています。
6. ASK Industries S.p.A. 及び Ningbo ASK Automotive Sound and Communication Co., Ltd. の債務保証については、金融機関からの借入債務に対し保証を行っています。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 470円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | △11円17銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、連結配当規制の適用会社です。

以上

